

山口市高齢者向け優良賃貸住宅制度実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、山口市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱（平成17年10月1日制定。以下「制度要綱」という。）第17条、山口市高齢者向け優良賃貸住宅整備費補助金交付要綱（平成17年10月1日制定。以下「整備費補助金交付要綱」という。）第19条、山口市高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱（平成17年10月1日制定。以下「家賃減額補助金交付要綱」という。）第15条及び山口市高齢者向け優良賃貸住宅利子補給金交付要綱（平成17年10月1日制定。以下「利子補給金交付要綱」という。）第21条に基づき、山口市高齢者向け優良賃貸住宅制度の実施の細目を定めることを目的とする。

第2章 入居者の選定等

(抽選の方法)

第2条 制度要綱第8条第1項に規定する抽選は、公開して行うものとする。

(補欠者の選定)

第3条 制度要綱第3条第三号に定める管理業務者は、制度要綱第8条第1項の規定により入居者を選定する場合は、同時に補欠者を抽選により選定し、その順位を定めることができる。

(入居者の選定)

第4条 制度要綱第8条第2項に規定する市長が定める戸数は、新規に公募する高齢者向け優良賃貸住宅の戸数を2で除した数とする。

2 前項の規定による戸数に1戸未満の端数があるときは、その端数戸数を切り捨てるものとする。

第3章 管理

(賃貸借契約の締結)

第5条 制度要綱第9条第1項に規定する賃貸借契約の契約書は、別紙1を基準として作成するものとする。

第4章 その他

(書類の様式)

第6条 制度要綱、整備費補助金交付要綱、家賃減額補助金交付要綱及び利子補給金交付要綱に基づく申請書類等の様式は、別表第1によるものとする。

(状況報告)

第7条 制度要綱第16条第1項の規定による報告は、毎年3月末日現在における高齢者向け優良賃貸住宅の管理の状況について、毎年5月末日までに行うものとする。

2 管理受託者(高齢者向け優良賃貸住宅の管理の委託を受けた者をいう。)又は転貸事業者(高齢者向け優良賃貸住宅の転貸を受けた者をいう。)が前項の報告を行う場合は、制度要綱第3条第二号に定める認定事業者の委任状を添付して行うものとする。

(管理台帳)

第8条 市長は、別表第2の項目を記載した管理台帳を備え付け、毎年更新するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月 1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に行った山口市高齢者向け優良賃貸住宅制度実施要領、小郡町高齢者向け優良賃貸住宅制度実施要領及び阿知須町高齢者向け優良賃貸住宅制度実施要領に基づく住宅は、この要領の相当規定により行ったものとして、この要領を適用する。